

労働保険事務組合設立運営支援セミナー

第15期生募集のお知らせ

これまでに社労士系労働保険事務組合が15団体誕生！

社会保険労務士のみなさま 労働保険事務組合を運営してみませんか！
東京労保連労働福祉支援センター（以下「支援センター」）の「労働保険事務組合設立運営支援セミナー」（以下「支援セミナー」）の受講を通じ、**これまでに15団体の社労士系事務組合が誕生しています。**
また、**令和2年4月からは委託事業主の地域制限が廃止され、労働保険事務組合のビジネスチャンスは広がりをみせています。**

労働保険事務組合とは

中小企業の事業主団体等が、その構成員である事業主等の委託を受けて労働保険に関する申告・届出等の事務手続きを行うことについて厚生労働大臣（旧労働大臣）の認可を受けて、事業主に代わり手続きを行う団体を労働保険事務組合といいます。
（労働保険徴収法第33条）

労働保険事務組合に事務を委託している全国の事業場は、**約141万件（令和6年3月末現在）**を数えており、これは労働保険の全適用事業場数の**約41.0%**に及んでいます。

令和7年11月開始：支援セミナー第15期生の募集要項

1. 募集人員 : 3名程度
2. 受講期間 : 令和7年11月～令和10年10月 3年間
①令和7年11月～令和9年10月 月1回 セミナー開催
②令和9年11月～令和10年10月 個別相談・支援 随時
3. 研修内容等 : 研修内容・受講料・受講の特典等詳細につきましては、裏面のお問い合わせ先までご連絡ください。
4. 募集締切日 : 令和7年8月末
5. 役員面接・契約 : 応募者につきましては、支援センター役員による面接（考査）のうえ、「コンサルティング契約」を締結することになりますので、予めご承知ください。





労働保険事務組合を運営すると こんなメリットが



メリットその1 概算保険料の分納が可能になる

労働保険事務組合に事務手続きを委託する事業主は、1年分の労働保険料を**金額にかかわらず3回に分割して納付することができます。**

メリットその2 労災保険の特別加入制度が取扱える

労働保険事務組合に事務手続きを委託する事業主は、労働者のみが加入する労災保険に、**事業主、自営業者、家族従事者も労災保険に加入するための「特別加入制度」の取扱いができるようになります。**

メリットその3 労保連労働災害保険が取扱える

労保連労働災害保険（厚生労働大臣認可特定保険）は、国の労災保険に上乗せして補償する制度で、特別加入者及び通勤災害も対象。**労働保険事務組合のみが取扱える労働災害保険で、取扱事務組合には取扱保険料額の16%の手数料が支払われます。**

メリットその4 適正な事務処理を奨励する報奨金制度

事務組合制度の普及、小規模零細事業への労働保険の適用促進並びに労働保険事務組合の適正な事務処理を奨励するため、**労働保険料・一般拠出金の納付状況が著しく良好な事務組合**に対し、毎年1回、**報奨金**が支給されます。

支援セミナーQ&A

Q:社労士系団体でも労働保険事務組合の認可申請ができますか。

社労士系の団体も中小事業主団体を設立し、適正な団体運営を丸2年間行えば認可申請ができます。支援センターが3年間にわたり団体の設立・運営・認可申請を支援します。

Q:受講資格などがありますか。

特にありません。中小事業主団体設立の目的を明確にして、団体運営を行う強い意志と倫理観を持つ方であれば結構です。

Q:支援センターとはどのような団体ですか。

支援センターは、(一社)全国労働保険事務組合連合会東京支部を母体として既存の事務組合の活性化支援、**新規事務組合認可支援**、会員事務組合及び委託事業主とそこで働く労働者のための労働福祉事業などを主な事業目的に、平成22年6月に設立されました。

お問い合わせ先



(一社) 全国労働保険事務組合連合会東京支部

〒102-0071 東京都千代田区富士見1-5-8 大新京ビル4階

TEL 03 (3556) 0920 担当：上條・今井まで



(TR2025/8)